平成23年度 第10回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成23年10月13日(木)午前10時~12時50分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

 委員長
 曽我紀厚

 委員
 中原
 都

 委員
 荒濱健太郎

【事務局職員】

 事務局長
 西
 山
 秀
 雄
 次
 長
 加賀田
 啓

 任用課長
 山
 添
 久
 給与課長
 稲
 田
 将

 副
 主
 幹
 種
 順
 一
 副
 主
 幹
 新
 高
 謙
 一

副主幹 遠藤公亮

【傍聴者】 なし

4 議 題

議案第1号 人事委員会通知の一部改正について

議案第2号 「2011年度 賃金・労働条件改善に関する要求書」に対する回答について

5 議事の公開・非公開

公開とした。

6 議事

1 議案第1号

人事委員会通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり通知を改正しようとするもの。

- ① 通知の名称
 - (1) 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
 - (2) 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

② 趣旨・概要 (両通知共通)

(1) 障害者自立支援法の一部改正に伴う所要の改正

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)」の制定・施行に伴い、障害者自立支援法第5条第4項(重度の視覚障害者の移動を支援する同行援護)が追加されたことに伴い、同法を引用する規定について所要の改正を行うもの。

※10月13日施行(10月1日から適用)

(2) 短期介護休暇(特別休暇)における「一の年」の解釈に係る所要の改正

短期介護休暇は、「一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない 範囲内でその都度必要と認める期間」取得できるものであるが、この取得単位期間としての「一の年」 は、1暦年をいうものであることを明示する。

※子の看護休暇と同様の取扱。

※10月13日施行(10月1日から適用)

③ 内容

(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

改 正 後	改 正 前
第9 特別休暇関係	第9 特別休暇関係
1 規則第16条の表に掲げる特別休暇の取扱いは、そ	1 規則第16条の表に掲げる特別休暇の取扱いは、そ
れぞれ次に定めるところによる。	れぞれ次に定めるところによる。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
(3) 第3号の2 <u>、第12号の3及び第12号の4</u> の	(3) 第3号の2 <u>及び第12号の3</u> の「一の年」と
「一の年」とは、1暦年をいう。	は、1暦年をいう。
(3の2) 略	(3の2) 略
(3の3) 第3号の2イの「人事委員会が定める	(3の3) 第3号の2イの「人事委員会が定める
もの」とは、次に掲げる施設とする。	もの」とは、次に掲げる施設とする。
ア 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)	ア 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)
第5条第13項に規定する障害者支援施設及び	第5条第12項に規定する障害者支援施設及び
それ以外の同条第1項に規定する障害福祉サ	それ以外の同条第1項に規定する障害福祉サ
ービスを行う施設(エ及びクに掲げる施設を除	ービスを行う施設(エ及びクに掲げる施設を除
く。)、同条第22項に規定する地域活動支援セ	く。) 、同条第21項に規定する地域活動支援セ
ンター並びに同条第23項に規定する福祉ホー	ンター並びに同条第22項に規定する福祉ホー
	<u>——</u>
イ~コ 略	イ~コ 略
(3の4)~(17) 略	(3の4)~(17) 略
2~4 略	2~4 略

(2) 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

以 正 後	以 正 則
第8 特別休暇関係	第8 特別休暇関係
1 規則第15条の表に掲げる特別休暇の取扱いは、そ	1 規則第15条の表に掲げる特別休暇の取扱いは、そ
れぞれ次に定めるところによる。	れぞれ次に定めるところによる。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
(3) 第3号の2 <u>、第12号の3及び第12号の4</u> の	(3) 第3号の2 <u>及び第12号の3</u> の「一の年」と
「一の年」とは、1暦年をいう。	は、1暦年をいう。
(3の2) 略	(3の2) 略

- (3の3) 第3号の2イの「人事委員会が定める もの」とは、次に掲げる施設とする。
 - ア 障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第5条第13項に規定する障害者支援施設及び それ以外の同条第1項に規定する障害福祉サ ービスを行う施設 (工及びクに掲げる施設を除 く。)、同条第22項に規定する地域活動支援セ ンター並びに同条第23項に規定する福祉ホーム

イ〜コ 略 (3の4)〜(17) 略

 $2\sim4$ 略

- (3の3) 第3号の2イの「人事委員会が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。
- ア 障害者自立支援法(平成17年法律第123号) 第5条第12項に規定する障害者支援施設及び それ以外の同条第1項に規定する障害福祉サ ービスを行う施設(エ及びクに掲げる施設を除 く。)、同条第21項に規定する地域活動支援セ ンター並びに同条第22項に規定する福祉ホー

イ~コ 略

 $(3 \mathcal{O} 4) \sim (17)$ 略

 $2\sim4$ 略

【質疑】

事務局

規則等の改正は委員会に附議する案件であるが、本議案のように法令の改正による条項ずれ等は判断の余地のない議案であり、事務局長の専決とする方向で検討することについて、事前に相談させていただきたい。

条例改正においても、法令の改正又は廃止に伴い、当該法令の条項等を引用する規定の条項の ずれ等を整理する改正内容の場合は、議会の委任を受け、知事において専決処分ができることと なっている。

なお、了解いただいた上は、追って人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部改正規則を附 議することとなる。

委 員

類似のものについては専決することについて了解するので、規定の整備を進めること。

2 議案第2号

「2011年度 賃金・労働条件改善に関する要求書」に対する回答について、事務局が説明し、 原案のとおり決定した。

【説明】

職員団体からの要求に対し、次のとおり回答しようとするもの。

合しようとするもの。
回 答
・引き続き、民間給与実態調査結果等を踏まえ、県民・職員の
理解が得られるようなものとしていきます。
・また、本年の勧告に当たっては、公民較差の解消に加え、本
県の現行給料表の構造的な問題への対応、平成18年の給与構
造改革の現給保障額の取扱等も検討事項であると考えてい
ます。
・国や他県等の取扱を踏まえ、労使双方の意見も伺いながら、
検討したいと考えています。
・変更する予定はありません。
・変更する予定はありません。

④労働基準法改正の主旨を尊重し、月45時間を超 ・労働基準法は遵守しますが、現行支給率を変更する予定はあ える時間外勤務手当の支給率を150/100の りません。 対象とすること。 ⑤配偶者とその他の扶養親族との格差をなくし、扶 · 扶養手当は比較給与であり、民間給与実態調査結果等を踏ま 養順位による支給とすること。また、教育加算額を え、給与水準全体を考慮する中で、県民(納税者)の理解が 引き上げること。 得られるようなものとしていきます。 ⑥労働組合休職専従者に対する差別的取扱いを廃 ・変更する予定はありません。 止し、復職時昇給調整を民間に準じ3/3に是正す ⑦交通機関等利用職員に対する通勤手当について、 ・通勤手当は、職員の通勤に要する経費を補助することを目的 特急料金にかかる弁済を2/2とし、長距離通勤者 とする手当であり、通勤に要する実費を弁済するものではな いと考えています。 の自己負担を軽減すること。 ・なお、長距離通勤者の負担軽減のほか公共交通機関の利用促 進の観点も踏まえ、特急料金の支給要件も含めて労使双方の 意見を伺いながら、必要な検討はしたいと考えています。 ⑧自家用車利用者に対する通勤手当について、駐車 ・通勤手当は、職員の通勤に要する経費を補助することを目的 料金を含めた実費弁済とすること。 とする手当であり、通勤に要する実費を弁済するものではな いと考えています。 ・なお、自家用車等の通勤手当額については、算定に当たって の基礎条件の変動状況等も勘案し、労使双方の意見も伺いな がら、必要な検討はしたいと考えています。 (3)職種別の賃金改善について ①教育職給料表(一)、(二)の統合については、 ・昨年、一昨年の勧告の際、統合とその後の給与水準について 労使協議をふまえ、一方的に勧告を行わないこと。 は整理した上で、新職の設置等早急に必要な措置を講じるよ う任命権者に要請していますので、 その検討状況を見なが ら、適切に判断したいと考えています。 ②寄宿舎教員について、主任、 副主任制度をやめ ・任命権者と協議してください。 て、スタッフ職として職位を適正に整備すること。 (4) その他 給与、一時金の改定日を統一すること。 ・勧告の実施日については、平成21年度の給与報告で整理して いますので、変更する予定はありません。 2 労働時間、休暇および休業について (1)地域社会活動への参画、ワーク・ライフ・バ ・時間外勤務の縮減は課題と認識していますので、 機会を得 ランスの確立、次世代育成支援などを図るため、年 て、任命権者と話をしていきますが、引き続き縮減に向けた 間総労働時間1,800時間を確立すること。ま 全庁運動の成果等を見守りたいと考えています。 た、勤務地域制限異動制度を整備すること。 ・勤務地域制限異動制度の整備は、任命権者と協議してくださ ・時間外勤務の縮減については、適正な勤務時間管理が前提で (2)賃金不払残業の実態と問題点を把握し、労働 あると考えていますので、法令遵守を求めていきます。 監督権を行使すること。 (3) 定数削減によって職員一人あたりの業務量が ▶・職員の健康管理、時間外勤務の縮減は課題と認識しています 増大し、心身疾患の主要因である長時間勤務の原因 が、定数・人員配置については、任命権者と協議してくださ となっていることから、任命権者に職員定数増を指 い。 導すること。 (4)労働基準法が定める時間外勤務の限度である → 36協定の遵守を求めていきます。時間外勤務の縮減は課題と 年間360時間を超えた職員の属する職場を調査 認識していますので、機会を得て、任命権者と話をしていく し、改善を指導すること。また、連年で360時間 とともに、違反事業場には法に基づく改善指導をしていきま を超えた職員が存在する職場に対し、人員増など具 す。 体的な指導を行うこと。

(5) 育児、介護を行う職員については、月24時 ・引き続き法遵守を求めていきます。

間、年150時間を超えて時間外勤務をさせてはな	
らない法を厳守させること。	
(6)誰もが利用できる短時間勤務制度を創設する	・制度を創設することは考えていません。
こと。	
(7)介護休暇の期間を1年まで延長するととも	・制度の趣旨を踏まえ、県民(納税者)の理解が得られるよう
に、育児休業取得者と同等の昇給復元措置を講じる	なものとしたいと考えています。
こと。	
(8) 育児、介護をするための離職、再採用制度を	・制度を整備することは考えていません。
整備すること。	
(9) 育児時間を1日2回120分に延長し、小学	・変更する予定はありません。
校就学前の子までに拡充すること。	
(10) 組合活動に関わる無給の休暇制度を創設する	・新たな無給休暇制度の創設は考えていません。
こと。	
3 男女平等の公務職場の実現について	
(1) 公務における男女平等の実現を人事行政の重	・任命権者と協議してください。
要事項と位置づけ、女性職員の各年齢層の登用実態	
を調査し、職員の構成比率と著しく異なる場合は改	
善を指導すること。	
(2) 育児休業および育児のための短時間勤務の男	・昨年度、同法に基づく後期の5年間の行動計画が策定された
性職員の取得促進、次世代育成支援対策推進法に基	ばかりですので、引き続き、実施状況を見守っていきます。
づく「行動計画」の着実な実施に向け、条件整備や	・なお、男性の育児休業取得促進の一助として、短期間の取得
取得率の数値目標を明確にするなどの指導をする	者の期末手当の支給割合の見直しを検討しています。
こと。	
4 非常勤職員、臨時的任用職員等の労働条件の改	
善について	
本来であれば、全ての労働者に適用されるべき「	・非常勤職員の給与、勤務条件は、条例上、任命権者が定める
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パ	こととなっている中、昨年度、一昨年度の勧告に併せて報告
ートタイム労働法)」の主旨に従い、地方公務員短	しているので、任命権者と協議してください。
時間労働者に対する差別的待遇を是正すること。	
①非常勤職員および臨時的任用職員の雇用期間制	・臨時的任用職員は法令上任用期間に制限があります。非常勤
限を撤廃すること。	職員の任用期間は法令上特段の制限はありませんが、任命権
	者が定めていますので、任命権者と協議してください。
②非常勤職員には、時間外勤務命令を行わないこ	・任命権者と協議してください。
٤.	
③やむを得ず、非常勤職員に時間外勤務を命令した	・労基法に抵触しないようにするべきですが、非常勤職員の給
場合には、正規職員と同等に所定内(任用条件通知	与、勤務条件は、条例上、任命権者が定めることとなってい
書に記した勤務時間)を超えた時間に対し割増賃金	ますので、具体的な取扱は、任命権者と協議してください。
を支給すること。	
④学校現場における臨時的任用職員を雇用する際	・地公法等法令の範囲内で対応します。
に再雇用を前提とした空白期間を設けないこと。	
⑤通年的に雇用される定数外職員の特別休暇を定	・臨時的任用職員は、その任期は更新も含めて最長1年である
数内職員と同等とすること。	こと等を踏まえると、定年まで勤務することを前提としてる
	正職員と特別休暇について、一定の差が生じてもやむを得な
	いと考えています。
	・定数内職員(常勤講師)については、その雇用期間は必ずし
	・定数内職員(常勤講師)については、その雇用期間は必ずし も通年的ではない中、雇用期間に着目せず、当該職の設置事
	も通年的ではない中、雇用期間に着目せず、当該職の設置事
	も通年的ではない中、雇用期間に着目せず、当該職の設置事 情を考慮し、特別に措置しているものであり、定数外職員に

5 福利、厚生施策等について	
(1)地方公務員法第8条の第1項第2号を踏まえ	・健康管理体制の充実等について 任命権者と話をしていきま
て、公務員の健康管理と福利、厚生制度を勤務条件	す。
の重要事項と位置づけ、適正な福利厚生制度の整備	
を指導すること。	
(2)メンタルヘルス対策については、予防策に重	・健康管理体制の充実に向けて任命権者と話をしていきます。
点を置いた健康管理体制の充実のため、職場環境な	
どの把握、調査、研究を行い労働監督権に基づいた	
具体的改善指示を関係機関におこなうこと。	
(3)2008年度末の労働災害を再発させないた	・法令遵守を求めるとともに、労働災害が発生しないような体
め、労安指導機能を果たすとともに、全職場で安全	制づくりについて、任命権者と話をしていきます。
衛生委員会を設置し指導すること。	
6 その他の労働条件の改善に関わる事項につい	
て	
(1) 新たな人事制度の整備に当たっては、中立、	・必要な調査、研究は行っていきます。なお、給与決定に関わ
公正な人事行政や勤務条件を所管する立場から、必	って苦情がある場合は、既存の苦情相談制度や措置要求制度
要な役割を果たすこと。また、国家公務員の給与法	が活用できないかご検討ください。
第21条に準じて、給与決定に関わって苦情がある	
場合の審査申し立て制度の条例化を勧告するとと	
もに、代理人による審査請求が可能となるように人	
事委員会規則を整備すること。	
(2) 公務職場への外国人の採用、障がい者の雇用	・外国人については、ほとんどの職種で受験を認めているとと
を促進すること。そのために必要な職場環境の整備	もに、身体障がい者を対象とした採用試験も実施していると
を指導すること。	ころです。必要な職場環境の整備については、具体的な課題
	に応じて引き続き検討していく必要があると考えています。

7 勧告に当たっては、労働組合と十分交渉、協議 ・職員団体等と意見交換しながら、勧告に向けて検討する考え

方に変更はありません。

7 次回の人事委員会の開催

すること。

平成23年10月19日(水)午前10時から開催することとした。